

議案第 171 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 課税に関する証明書の交付

ア 端末機器（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を
経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された本市
以外の者の使用に係る端末機器であって、証明書等を交付する機能を有
するものをいう。第 6 号の 2、第 13 号、第 14 号及び第 18 号におい
て同じ。）により交付する場合 1 件につき 200 円

イ ア以外の場合 1 件につき 300 円

1 税目ごとに 1 年度をもって、1 件とする。ただし、固定資産ごとの証明については、1 資産ごとに 1 年度をもって、1 件とする。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の

交付 1 通につき 4 5 0 円

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 戸籍法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項又は第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍証明書の交付

ア 端末機器により交付する場合 1 通につき 3 5 0 円

イ ア以外の場合 1 通につき 4 5 0 円

第 2 条第 1 3 号及び第 1 4 号を次のように改める。

(13) 住民基本台帳法第 1 2 条第 1 項、第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 2 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく住民票の写し又は同法第 2 0 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付

ア 端末機器により交付する場合 1 通につき 2 0 0 円

イ ア以外の場合 1 通につき 3 0 0 円

(14) 住民基本台帳法第 1 2 条第 1 項、第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 1 2 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付

ア 端末機器により交付する場合 1 通につき 2 0 0 円

イ ア以外の場合 1 通につき 3 0 0 円

第 2 条第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付

1 通につき 3 0 0 円

第 2 条第 1 8 号を次のように改める。

(18) 印鑑に関する証明書の交付

ア 端末機器により交付する場合 1 枚につき 2 0 0 円

イ ア以外の場合 1 枚につき 3 0 0 円

第2条第195号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第196号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第197号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第198号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同条第200号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第202号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

第2条第256号及び第257号を次のように改める。

(256) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

(イ) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの

1件につき 16,000円

(ロ) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

1件につき 28,000円

(ハ) 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

1件につき 40,000円

(ニ) 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの

1件につき 59,000円

(ホ) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

1件につき 68,000円

(ヘ) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

1件につき 93,000円

(キ) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え

20,000平方メートル以内のもの

1件につき 149,000円

(ク) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え

40,000平方メートル以内のもの

1件につき 229,000円

(ケ) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え

70,000平方メートル以内のもの

1件につき 360,000円

(コ) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え

100,000平方メートル以内のもの

1件につき 509,000円

(サ) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超え

えるもの

1件につき 658,000円

イ 土石の堆積に関する工事の場合

(ア) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの

1件につき 11,000円

(イ) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,00

0平方メートル以内のもの

1件につき 14,000円

(ウ) 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,

000平方メートル以内のもの

1件につき 16,000円

(エ) 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,

000平方メートル以内のもの

1件につき 20,000円

(オ) 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,

000平方メートル以内のもの

1件につき 29,000円

(カ) 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,

0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 3 2, 0 0 0 円

(キ) 土石の堆積を行う土地の面積が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2

0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 3 9, 0 0 0 円

(ク) 土石の堆積を行う土地の面積が 2 0, 0 0 0 平方メートルを超え 4

0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 5 4, 0 0 0 円

(ケ) 土石の堆積を行う土地の面積が 4 0, 0 0 0 平方メートルを超え 7

0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 7 4, 0 0 0 円

(コ) 土石の堆積を行う土地の面積が 7 0, 0 0 0 平方メートルを超え 1

0 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 件につき 1 1 1, 0 0 0 円

(サ) 土石の堆積を行う土地の面積が 1 0 0, 0 0 0 平方メートルを超え

るもの

1 件につき 1 3 6, 0 0 0 円

(257) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

1 件につき (ア)及び(イ)に掲げる額を合算した額。ただし、その額が

6 5 8, 0 0 0 円を超えるときは、6 5 8, 0 0 0 円

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 ((イ)のみに該当する場合を除く。) については、盛土又は切土をする土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積) に応じ前号アに規定する額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額

(イ) 新たな盛土又は切土をする土地の追加による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は

切土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

イ 土石の堆積に関する工事の場合

1 件につき (ア)及び(イ)に掲げる額を合算した額。ただし、その額が

1 3 6 , 0 0 0 円を超えるときは、1 3 6 , 0 0 0 円

(ア) 土石の堆積に関する工事の計画の変更 ((イ)のみに該当する場合を除く。) については、土石の堆積を行う土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の土石の堆積を行う土地の面積) に応じ前号イに規定する額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額

(イ) 新たな土石の堆積を行う土地の追加による土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに追加される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前号イに規定する額

第 2 条第 2 5 7 号の次に次の 1 号を加える。

(257) の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく申請に係る中間検査

ア 盛土又は切土をする土地の面積が 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの

1 件につき 3 , 1 0 0 円

イ 盛土又は切土をする土地の面積が 3 , 0 0 0 平方メートルを超え 2 0 ,

0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 6 , 2 0 0 円

ウ 盛土又は切土をする土地の面積が 2 0 , 0 0 0 平方メートルを超え 4

0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 1 2 , 4 0 0 円

エ 盛土又は切土をする土地の面積が 4 0 , 0 0 0 平方メートルを超え 7

0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 2 4 , 8 0 0 円

オ 盛土又は切土をする土地の面積が 7 0 , 0 0 0 平方メートルを超え 1

〇〇, 〇〇〇平方メートル以内のもの 1件につき 43, 400円
カ 盛土又は切土をする土地の面積が100, 000平方メートルを超えるもの 1件につき 62, 100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第2条第195号から第198号まで、第200号及び第202号の改正規定は公布の日から、同条第256号及び第257号の改正規定並びに同号の次に1号を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査については、改正前の条例第2条第257号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」と、同号ア及びイ中「前号」とあるのは「川崎市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年川崎市条例第 号）による改正前の第2条第256号」とする。

参考資料

制 定 要 旨

住民票の写し等を交付する機能を有する端末機器を用いた場合の証明書等の交付に係る手数料の額を改定し、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、土石の堆積に関する工事の許可の申請に係る手数料の新設等を行い、及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。